第三十七条中「区分」を「金融機関等及び特定法人（法第三十四条の十六第二項に規定する特定法人をいう。第一号及び第二号並びに第三十九条において同じ。）の区分」に改め、同条第一号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第一号又は第二号に掲げる者と共同して法第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加え、同条第二号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第三号に掲げる者と共同して法第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加える。

第三十八条第一号中「附則第十一条第二項」を「第三十四条の九の五第二項」に、「特定震災特例経営強化計画」を「特定特例経営強化計画」に改め、同条第二号中「附則第十一条第三項」を「第三十四条の九の五第四項」に改め、同条第三号中「附則第十一条第二項」を「第三十四条の九の五第二項」に、「特定震災特例経営強化指導計画」を「特定特例経営強化指導計画」に改め、同条第五号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画の受理及び法第三十四条の十五第一項の規定による基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の受理並びに法第三十四条の十六第一項及び第二項の規定による共同化措置実施計画」に改め、同条第六号中「の規定」を「（法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の十六第四項の規定」に改め、同条第七号中「の規定」を「（法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の十九第一項の規定」に改める。

第三十九条を次のように改める。

（財務局長等への権限の委任）

第三十九条　法第五十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する金融機関等に係るもの及び特定法人に係るものを除く。）は、金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第十一条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（法第二十二条第四項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第一項（法第三十三条第八項（法第三十四条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。）の規定による命令

二　法第十一条第二項（法第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（法第二十二条第四項、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項（法第三十三条第八項及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。）、第三十四条の九の九第四項、第三十四条の十二（法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の十八の規定による監督上必要な措置の命令

附則第二条から第二十一条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正）

第二条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「に限る。以下この条及び第二十条において」を「をいう。以下」に、「中小企業等協同組合法第三十四条の二第一項」を「同法第三十四条の二第一項」に改め、同項第五号中「この条において」を削り、同項第六号中「この条」の下に「及び第十条の二」を加える。

第九条を削り、第十条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（優先出資に係る資本金等の額の減少の認可申請）

第十条　協同組織金融機関は、法第四十四条第五項の規定による資本金等（同項に規定する資本金等をいう。第十五条第三項第一号及び第三号において同じ。）の額の減少の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

（資本金等の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第十条の二　法第四十四条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める債権者とする。

一　農林中央金庫　農林債の債権者、保護預り契約に係る債権者その他の農林中央金庫の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるもの

二　信用協同組合及び信用協同組合連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会　保護預り契約に係る債権者その他の信用協同組合若しくは信用協同組合連合会、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるもの

三　農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会　共済契約に係る債権者、保護預り契約に係る債権者その他の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるもの

第十五条に次の二項を加える。

3　法第十五条第一項第三号又は第四号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　剰余金の額の増加に係る資本金等の額が計上されていたことを証する書面

二　法第四十四条の三第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか定款の定めに従い同項各号に掲げる方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたことを証する書面

三　異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四　第一項各号に掲げる書面

4　法第十五条第一項第五号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　新たに発行した優先出資の払込金の存在を証する書面

二　第一項第二号に掲げる書面

第二十三条第一号中「及び」を「、」に、「の規定」を「及び第四十四条第五項の規定」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第三条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一号イ中「株式」を「株式又は出資」に、「）若しくは出資」を「以下イにおいて同じ。）」に、「利益」を「剰余金」に、「又は」を「及び」に、「第二号」を「第二号及び第五号」に改める。

第一条の七第二号イ(1)中「株式」を「株式又は出資」に、「）若しくは出資」を「以下(1)において同じ。）」に、「利益」を「剰余金」に、「又は」を「及び」に、「第二号」を「第二号及び第五号」に改める。

第一条の七の四第一号イ中「株式」を「株式又は出資」に、「）若しくは出資」を「以下イにおいて同じ。）」に、「利益」を「剰余金」に、「又は」を「及び」に、「第二号」を「第二号及び第五号」に改める。